

学校法人君が淵学園職務発明等に対する補償金細則

(趣旨)

第1条 この細則は、学校法人君が淵学園職務発明等規則(以下「発明規則」という。)第11条に基づき、学校法人君が淵学園(以下「学園」という。)における職務発明等に対する補償金の支払について、必要な事項を定める。

(実施補償金)

第2条 発明規程第11条による実施補償金は、知的財産権の実施により、毎年1月1日から12月31日までの間に学園が得た収入金額から権利化等に係わる直接経費を控除した金額の40%を毎年発明者に支払う。

2 前項の補償金の支払を受ける権利を有する者が2人以上ある場合は、同項に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(補償金の支払)

第3条 前条に規定する補償金は、発明者又は発明者の有する当該補償金の支払を受ける権利を承継した者からの請求により支払う。

(補償金の請求手続)

第4条 発明者は、学園に実施補償金を請求する場合には、実施補償金請求書(様式第1号)を理事長に提出して行うものとする。

2 前項の発明者が死亡したときは、その相続人が請求することができる。

附 則

1. この細則は、平成22年4月1日から実施する。